

## 広島県選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

令和元年十二月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国政道明

別表

| 施設の名称  | 所 在 地                | 取 消 年 月 日     |
|--------|----------------------|---------------|
| 旧生口中学校 | 尾道市瀬戸田町御寺 1209 番地 24 | 令和元年 10 月 4 日 |